

令和4年5月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第1号 府費負担教職員勤務時間等規則の一部を改正する規則について
議案第2号 社会教育委員の委嘱について
議案第3号 熊取町指定文化財に指定すべき文化財の熊取町文化財保護審議会への
諮問について
議案第4号 後援名義使用願の承認について
報告第2号 社会教育委員委嘱の専決処分報告について
-

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】4件

《5月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定
小・中学校行事予定

《3月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

《3月分及び令和3年度年間分》

社会教育施設等利用状況

第4次生涯学習推進計画中間見直しについて

日 時 令和4年5月9日（月）午後5時00分から
場 所 役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

教育長	岸野 行男
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	鈴木 直子
教育委員	一ノ瀬由美子
教育次長	阪上 敦司
理事（学校指導担当）	林 栄津子
理事（生涯学習・図書館担当）	原田 哲哉

休日、休暇等に関する条例を指しております。その第11条の規定内容は、教育職員の超過勤務命令を特例的に出すことができる業務の種類を規定してございます。この11条には4つの業務、1つ目に校外実習、2つ目に学校行事、3つ目に職員会議、4つ目に非常災害、この4つの業務が超過勤務命令を出すことができる業務として定められております。この第3条の改正前の規定は、教職員の勤務時間の割り振りができたのは、3条の1行目に規定する宿泊を伴う学校行事で、児童生徒を引率する業務に限ってございましたものが、これに加えて、条例11条に規定する4つの業務、これについても勤務時間の割り振りを行うことができるとするものでございます。

次に、第5条になります。4行目に、第19条を削除してございます。大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例がこの3月に改正があり、条例第18条が削除された関係で、第19条が第18条に繰り上がったため、記載のような改正を行ってございます。ちなみに、削除された条例は第18条となっていて、不妊治療休暇に関する規定でございます。不妊治療休暇はなくなったというわけではなくて、位置づけを府の条例の15条の特別休暇の種類の中に入れて、名称のほうも出生サポート休暇への変更ということで、条例改正がございました。それに伴ってのこの規則改正でございます。

続いて、2ページのほうにお戻りください。附則の規定でございます。この規則は公布の日から施行するもので、令和4年4月1日から適用するというふうな規定であります。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号「府費負担教職員勤務時間等規則の一部を改正する規則について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第1号「府費負担教職員勤務時間等規則の一部を改正する規則について」承認とします。

次に、事前配付の議案書の4ページ、議案第2号「社会教育委員の委嘱について」事務局から説明願います。

大屋参事、お願いします。

大屋参事

議案第2号「社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。
議案書事前配付の4ページでございます。

社会教育法第15条第2項及び社会教育委員条例第2条第2項の規定による社会教育委員の任期が、本日、令和4年5月9日をもって満了しますので、同委員の委嘱につきまして、事務委任規則第2条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

表のほうをご覧ください。

まず、学校教育関係者として、町立小・中学校長代表である長見元雄氏、次に社会教育関係者として、文化振興連絡協議会代表の森井綾子氏、同じくスポーツ協会代表の岸本邦彦氏、同じく青少年指導員連絡協議会代表の梅田康雄氏、同じくくまとり読書友の会代表の森本眞知代氏、同じく大阪府文化財愛護推進委員の矢野豊野氏、次に家庭教育関係者といたしまして、NPO法人ホームビジットとんとん理事長の坂本百合氏、次に学識経験者として、国立大学法人和歌山大学紀伊半島価値共創基幹“K i i - P l u s”生涯学習・リカレント教育推進室教授の村田和子氏、同じく大阪体育大学体育学部教授の宮地弘太郎氏、以上9名の方に社会教育委員を委嘱したいと考えております。

なお、一番下、宮地氏につきましては新たに委嘱をさせていただき、ほかの8名の方につきましては再任となっております。

委嘱期間につきましては、令和4年5月10日から令和6年5月9日までの2年間となっております。

以上、議案第2号「社会教育委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

それでは、議案第2号「社会教育委員の委嘱について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第2号「社会教育委員の委嘱について」承認とします。
次に、事前配付の議案書5ページ、議案第3号「熊取町指定文化財

に指定すべき文化財の熊取町文化財保護審議会への諮問について」事務局から説明願います。

立石課長、お願いします。

立石課長

事前配付の議案書5ページをご覧ください。

議案第3号「熊取町指定文化財に指定すべき文化財の熊取町文化財保護審議会への諮問について」ご説明申し上げます。

文化財保護条例に基づく熊取町指定文化財として指定すべき文化財3件について、文化財保護条例第5条第4項の規定により、熊取町文化財保護審議会へ諮問するものとするというものでございます。

本案件は、新規の案件としてご審議をお願いするものでございます。

文化財の3件につきましては、町にとって重要な文化財であり、保存活用する必要があることから、熊取町指定文化財に指定するものです。

それでは、熊取町指定文化財として指定すべき文化財3件につきましては、資料1、熊取村志関係資料、資料2、旧熊取村道路元標、資料3、太政官高札の3件についてご説明いたします。

文化財の種類としましては、3件とも歴史資料であることから、有形文化財になります。

それでは、資料1の1ページをご覧ください。

まず1件目、有形文化財歴史資料、熊取村志関係資料でございます。

指定の内訳としまして、郷土調査資料1冊、熊取郷土調査基本編1冊、熊取村志原稿1冊、合計3冊になります。

2ページに写真を掲載しております。所在地は、熊取町五門西一丁目、熊取交流センターにて保管しております。所有者は、熊取町教育委員会でございます。

指定の要点をかいつまんで説明させていただきます。

大阪府下の自治体史誌は、明治36年（1903年）に刊行された『大阪府誌』を先駆けに、府内の自治体において郷土史の編さんが盛んに奨励され、大正末期にピークを迎えました。その後、昭和5年（1930年）以降、泉南地方においても町村史誌が盛んに刊行されるようになり、熊取では、南川幸助をはじめとする小学校教員が中心となって、昭和7年（1932年）に熊取村志の編さん事業が始まり、史料の調査、蒐集が行われました。完成までに3年を要し、同9年（1934年）6月、『熊取郷土調査基本編』として、発行者、大阪府泉南郡熊取尋常高等小学校名で刊行されました。

指定の要点として3点ございます。まず1点目は、村志が、熊取の歴史、自然、交通、教育、産業、生活など幅広く網羅しており、熊取の風景や建物、祭礼、学校、人物等の写真142点が掲載されているところでございます。特に写真につきましては、堺や岸和田、泉佐野、貝塚などの写真数点が含まれており、当時の泉州地方の歴史を写真でうかがい知ることができるという点で、貴重な史料と言えます。

資料1の8ページをご覧ください。『熊取郷土調査基本編』の掲載写真でございます。上の段ですが、002と書いてあるところ、釘無堂は貝塚市の写真でございます。003、茅渟宮旧跡は泉佐野市、004、お夏清十郎之墓、これは貝塚市、005の葛城山のブナ林、これは貝塚市、006の妙国寺のソテツ、これは堺市、007、西葛城村秋山口にて発見せられし水成岩、火成岩の不整合地点、これは岸和田市の写真になっております。

同じくこの資料1の11ページをご覧ください。上の段になりますが、131、132、次、2段目の133、一斉作業と書いております。熊取尋常高等小学校での清掃作業の写真でございます。少し小さくて分かりづらいんですが、こういった当時の学校の様子などもこの写真で分かります。135は尋常高等小学校の講堂になります。136は正門でございます。こういった形で学校関係の写真なども掲載されているというものでございます。

続きまして、もう一度、資料1の1ページに戻っていただきまして、先ほど1点目のことを申しましたが、2点目なんですが、3つ目の段落になりますが、この編さん事業は昭和7年度から9年度にかけて行われましたが、この史料の蒐集過程におきまして、降井家書院が桃山時代、現在は江戸初期の建築と言われております。桃山時代の建築であることが判明し、また、来迎寺においても古い鬼瓦がこのときに発見されました。その後、昭和24年に来迎寺が、昭和27年には降井家書院が国の重要文化財に指定されております。したがって、このときの発見というものが大きく寄与しているものというふうに考えられます。

3点目ですが、一番下の段落になりますが、『熊取村志』は村議員や村内の有力者、他の町村に配布したとされておきまして、この取組が他の市町村の参考になりまして、岸和田市の『山直郷土誌』が刊行されるなど、大きな影響を及ぼしたということでございます。

以上の3点が指定に値するものであるというふうになっております。続きまして、資料2、12ページをお開きください。

有形文化財歴史資料、旧熊取村道路元標 1 個でございます。所在地は熊取町野田一丁目、所有者は熊取町でございます。

内容について説明いたします。

道路元標は、道路の起点・終点を示す柱で、道路の付属物になります。大正 8 年（1919 年）に旧道路法が制定され、同法施行令で道路元標の設置が法制化、各市町村に 1 個を設置することとされました。設置場所は、府県知事が指定することとされており、ほとんどは市町村役場の前か、市町村の中心となる主要な道路の交差点に設置されました。熊取の場合は、昭和 4 年に熊取村役場前に設置されました。幅 25 センチ、奥行き 25 センチ、高さ 58 センチ、頂部が弧を描くように丸く削られています。花崗岩製で、正面に「熊取村道路元標」、裏面に「昭和四年十一月建之」と刻字されています。旧熊取村役場跡地前に現存しており、大阪府内には岸和田市に 1 個を数えるのみで、昭和 27 年の新道路法により設置義務や規定もなくなり、道路の起点・終点は道路元標と無関係となったことから、撤去されていきました。

なお、熊取村役場は、もとは大宮にある大森神社の社務所を役場として使用していましたが、明治 44 年（1911 年）に村会で役場新築案が可決、野田に新しい役場が建設されることになりました。道路元標のあるところが役場になりました。昭和 26 年（1951 年）11 月 3 日、町制施行により「熊取町」が誕生し、その後人口が増加したことに伴い、昭和 38 年（1963 年）4 月に新庁舎建設の運びとなり、12 月に現在の場所、野田一丁目 1 番 1 号に移転しました。道路元標が建てられた場所は、当時の熊取の中心を示すものであることから、熊取の歴史を知る上で貴重な資料と言えます。

この資料 2 には、12 ページ以降に写真、拓本、実測図を添付しています。それと、この資料 2 の 12 ページに写真が、右側の写真ですが、昭和 20 年代の役場の写真になります。この写真の左下の隅に、ちょっと分かりづらいかもしれませんが道路元標が写っております。

続きまして、資料 3 の 15 ページをご覧ください。

有形文化財歴史資料、太政官高札 2 枚でございます。指定の内訳としましては、五榜の掲示（定三札）1 枚、火付け高札 1 枚です。所在地は熊取町五門西一丁目、所有者は個人となっております。資料のほうは、逆になっております。訂正をお願いいたします。

内容について説明いたします。太政官高札は、明治政府の最高機関

である太政官——太政官は、明治時代初めから内閣制度ができる明治18年（1885年）までに存続した機関になります。太政官が布告した法令や禁令を示した高札で、幾つかの種類がございます。五榜の掲示は、慶応4年（1868年）に新政府が発したもので、第一札は、五倫の道、儒教における五つの基本的な人間関係を正しくすることや、殺人、放火、盗みなどの禁止、第二札は、徒党、強訴、徒党を組んで訴えること、逃散、耕作を放棄して他の村へ逃亡することの禁止、第三札はキリスト教の禁止を命じています。第四札は、外国人に害を加えることの禁止、第五札は、村からの脱走の禁止の5つの戒めを諸藩に出さしめたものでございます。

本町で見つかった2枚の太政官高札のうち、1枚は、五榜の掲示の第一札、第二札、第三札の「定」で始まる「定三札」を1枚にまとめたものでございます。写真が16ページにございます。縦56センチ、横120センチで、明治2年、岸和田藩知事により発給されたものでございます。また、裏面には熊取谷上番、その後判読不明の文字がございます——の墨書があります。

熊取谷とは、熊取村のことを指しております。当時の岸和田藩知事は、最後の岸和田藩主である岡部長職で、明治2年6月に岸和田藩知事となり、明治4年7月には廃藩置県により藩が廃されており、知事としての期間は僅か2年ほどであることから、岸和田藩知事に関する資料としては貴重なものと言えます。

もう1枚は、明治5年の太政官高札で、縦34.5センチ、横97センチの「火付け高札」と呼ばれるものでございます。写真につきましては18ページに載せております。この火付け高札につきましては、火付け、盗賊、人殺し、贖金づくりを取り締まる内容となっております。

五榜の掲示は、明治6年2月24日、「一般熟知ノ事ニ付」、国民が十分に知っていることとの理由で廃止されまして、明治7年には高札の廃止が決定され、各地の高札は完全に撤去されました。本町の2枚の高札は、来歴や掲出場所は不明ですが、町内の旧家より見つかったものであり、岸和田藩内、ひいては熊取の江戸時代から近代への過渡期の資料として貴重なものと言えます。資料として写真と、あと読み下したものもここに添付しております。

以上、議案第3号「熊取町指定文化財に指定すべき文化財の熊取町文化財保護審議会への諮問について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

ます。

以上で説明を終わります。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号「熊取町指定文化財に指定すべき文化財の熊取町文化財保護審議会への諮問について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第3号「熊取町指定文化財に指定すべき文化財の熊取町文化財保護審議会への諮問について」承認とします。

次に、当日配付の議案書14ページ、議案第4号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

立石課長、お願いします。

立石課長

当日配付の議案書14ページをご覧ください。

議案第4号「後援名義使用願の承認について」(第7回現場から学ぶ景観まちづくり実践講座)説明申し上げます。

令和4年4月19日付で、一般社団法人大阪府建築士事務所協会会長戸田和孝氏より、第7回現場から学ぶ景観まちづくり実践講座について、当委員会の後援名義使用願があったので、これを承認するものというものでございます。

本案件は、新規の案件としてご審議をお願いするものでございます。15ページをご覧ください。

行事の名称は、第7回現場から学ぶ景観まちづくり実践講座。開催日は令和4年5月18日水曜日、時間は午後5時から7時でございます。開催場所は、スターゲートホテル関空エアポート53階スカイバンケット翼。

行事の概要ですが、景観の形成や保全の担い手として、地域住民及び行政と一体となり、良好な都市景観の形成に寄与するとともに、景観に関する業務を実施できる専門家を育てるとともに、市民、行政、まちづくり主体の方々にご参加いただき、共に学ぶ場となることを目指しています。今回は、ビュースポットの広報・活用についての景観まちづくりの研修会を実施しますというものでございます。参加予定人員は40名。参加対象者は、本会会員(建築士)のほかに、行事の

概要にもありましたように、市民、行政、まちづくり主体の方々が対象となっております。参加者負担は、有料で2,000円。周知方法は、会員への案内状をメールで送信するほか、行政にも周知するというところでございます。廃棄物の4R等の取組は、資料は必要部数のみ印刷するなど、廃棄物削減に取り組みます。

添付資料としまして、16ページ以降に協会の定款、細則、案内チラシ、予算案、役員名簿を添付させていただいております。

なお、現場から学ぶ景観まちづくり実践講座には、34ページのチラシになるんですが、パネルディスカッションにおきまして、熊取交流センターの煉瓦館の景観につきまして、熊取町教育委員会も参加するという講座でございます。

以上、議案第4号「後援名義使用願の承認について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

それでは、議案第4号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第4号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、事前配付の議案書6ページ、報告第2号「社会教育委員委嘱の専決処分報告について」事務局から説明願います。

大屋参事、お願いします。

大屋参事

報告第2号「社会教育委員委嘱の専決処分報告について」ご説明申し上げます。

先ほど議案のほうでは、明日から任期の分についてご説明させていただきましたが、この報告につきましては、その以前の専決処分のものになってございます。

事前配付の6ページでございます。

社会教育法第15条第2項及び社会教育委員条例第2条第2項の規定による下記の社会教育委員の委嘱について、事務委任規則第4条の

規定により専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

表のほうをご覧ください。

新年度になりまして、学校教育関係者として委嘱させていただいておりました中原利明氏に代わり、長見元雄氏が令和4年4月15日付で町立小・中学校長代表となられましたので委嘱し、専決処分を行ったものでございます。任期につきましては、代表となられました令和4年4月15日から、社会教育委員条例第3条第2項の規定による前任者の残任期間である令和4年5月9日までとなっております。

以上、報告第2号「社会教育委員委嘱の専決処分報告について」の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

それでは、報告第2号「社会教育委員委嘱の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

報告第2号「社会教育委員委嘱の専決処分報告について」承認とします。

以上で、本日の会議に付された審議すべき議案が終了いたしました。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、審議を終了します。

(その他報告事項)

岸野教育長

続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。

それでは、順次、事務局から報告を願います。

松浪参事。

松浪参事

『後援名義使用願の承認について (①「チャイルドラインはらっば」の開設②子どもの声を聴く「チャイルドラインはらっば」受け手ボランティア養成講座の開設) P. 37～P. 38より説明』

『後援名義使用願の承認について (第59回道徳教育研究会) P. 39～P. 40より説明』

岸野教育長 続きます、大屋参事。

大屋参事 『後援名義使用願の承認について（第53回大阪学童保育研究集会）P. 41より説明』

岸野教育長 次に、原田館長、お願いします。

原田館長 『後援名義使用願の承認について（リサイクルブックフェア2022）P. 42～P. 43より説明』

岸野教育長 それでは、続きます、林理事、お願いします。

林理事 『小・中学校行事予定P. 44より説明』

岸野教育長 それでは、続きます、立石課長、お願いします。

立石課長 『生涯学習推進課事業予定P. 7より説明』

岸野教育長 続きます、原田館長、お願いします。

原田館長 『図書館事業予定P. 8～P. 9より説明』

岸野教育長 報告は以上でしょうか。
ほかに。大屋参事。

大屋参事 最後に、今年度の生涯学習推進課の事業についてご説明させていただきます。「第4次生涯学習推進計画の中間見直しについて」ということをご説明させていただきます。
経過といたしまして、平成29年度に、前計画の計画期間満了に伴い、これまで5年を計画年度としておりました生涯学習推進計画につきまして、10年を計画の期間とし、第4次生涯学習推進計画を策定しております。本計画につきましては、計画期間10年ということで、平成30年度から令和9年度になっておりまして、計画策定から5年後、令和4年度で計画策定から5年が経過しますので、令和4年度中間見直しの年度となっておりますので、各施策の実施状況やニーズを

把握・確認し、必要に応じて見直しを行うというものになっております。

スケジュールといたしまして、本日、教育委員会に報告させていただいて、記載ございませんが、5月25日に第1回の社会教育委員会議がございますので、そちらでも同じ説明をさせていただきます。説明をした後に、6月から7月にかけてアンケート調査の実施、また、この5年間取り組んできました施策・事業のチェックを行うためチェックシートを作成し、7月、8月にどういった計画に変更するかというものを整理させていただいて、10月の教育委員会定例会におきまして計画見直しの説明をさせていただきたいと思います。その間、図書館協議会であったり社会教育委員会議のほうでも議論のほうをさせていただきたいと思います。

その後、12月にパブリックコメントということで、計画見直し素案のパブリックコメントを実施いたしまして、最終、2月の教育委員会の定例会で計画見直しの最終案といたしますか、これで策定しますということをご審議いただいて、計画見直しを策定したいと考えております。

計画の見直しについては以上となっております。

2枚目に第4次生涯学習推進計画の抜粋ということで、計画の中間見直しについて掲載させていただいております。今後の展開というところですけども、見直しに当たっては、自己評価・分析というのが先ほど申しあげました施策・事業チェックシートの作成、また社会教育委員会議を中心とした関係機関、各審議会での意見等を踏まえて計画の見直しを今後実施させていただきたいと思っておりますので、また逐次教育委員会のほうでもご報告させていただきたいと思います。

私のほうから以上です。

岸野教育長

ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これで令和4年5月教育委員会定例会を閉会します。

閉会 午後5時47分

会議録は、教育委員会会議規則第14条の規定に基づき作成したもので、会議の顛末は事実に相違ないことを証するため、ここに署名する。

熊取町教育委員会

教育長

署名委員